



申4号短時間行路における誤った運用の是正を求める緊急申し入れ団体交渉報告

安易に取り扱うことではないことを確認！！

長岡運輸区で発生した短時間行路に別の臨時行路を組み合わせた乗務員運用について、短時間行路導入時の意義に反するとの職場の声から新潟地本は11月11日申4号について団体交渉を行いました。

誤った取り扱いであるとの組合側からの申し入れに対して、会社側は誤った取り扱いをした認識はないとの回答を行いました。安易に取り扱うものではないこと、また短時間行路制度利用者や勤務指定時には今回の様な取り扱いをおこなわないことを確認しました。

議論の中でこの行路自体が制度利用者の乗務実績がなく、短時間行路運用について課題があることを労使で確認しました。

議論要旨

「組合側」・今回の取扱いは誤ったという認識である。

- ・異動による勤務変更はあったが当日の勤務操配はそれほどひっ迫していない。
- ・短時間行路作成時の議論に反している。
- ・この行路は短時間勤務制度利用者から乗務しづらいという声が上がっている。制度利用者が乗務したことがない。もっと利用しやすい行路作成を。

「会社側」・当日の乗務担当者が短時間勤務制度利用者ではなかった。変更について本人からも許可も得ているため誤った取り扱いではない。

- ・今後も同様の取扱いをしないことはないが、都合の良い行路として扱うことはない。短時間勤務制度利用者が利用することが前提。
- ・この行路が利用しづらいことは認識している。乗務するのが昼と夜と選択できるように作成した。課題として持っている。

確認事項

- ・短時間勤務制度利用者、また勤務指定時に今回の取扱いは行わない。
- ・今回の取扱いは安易に取り扱うものではないこと。

育児介護制度本来の意義に沿う取扱いを！